

高松市監査委員告示第23号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年7月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	三	笠	輝	彦
同	橋	本	浩	之

# 監査結果に基づく 措置通知

(包括外部監査)

(令和2年7月31日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R2.7.31

監査実施年度 平成15年度

監査テーマ 第2部 物品に関する財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
1	意見	賃借備品の現品管理について	P63	出納室		R2.7.3
2	意見	備品以外の物品に関する現品調査の実施について	P69			
3	意見	備品管理システムにおける保管場所の設定を、実態に合わせることについて	P70			

監査実施年度 平成25年度

監査テーマ 高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
4	指摘	許可業者との運営分離が確認できない委託業者への委託について	P135	環境局 環境業務課		R2.7.14
5	意見	委託料金の積算根拠の定期的な見直しと、市購入車両により委託することの検討について	P137			
6	意見	入札により委託業者を決定することについて	P140			
7	意見	委託業者の車両であることが市民からも明確にわかるような車両表示を行うことを検討することについて	P141			

監査実施年度 平成30年度

監査テーマ 教育及び子育てに関する財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
8	意見	小児生活習慣病予防検診の事業評価について	P120	教育局	保健体育課	R2.7.2

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものの。
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものの。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成15年度／第2部 物品に関する財務事務の執行について	
区分	意見	
意見の項目	賃借備品の現品管理について	
意見の内容	高松市における賃借備品については、それを管理する台帳は整備されていない。 賃借備品について所定のルールを定めた上で、市が所有する備品と同様に台帳の整備を行うとともに、現品調査を実施して数量及び利用状況について報告させる必要がある。	
報告書該当 ページ	P63	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2003220-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2003220-2.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年7月3日
所管課等	出納室
措置結果	本件意見については、平成20年4月11日付けで当面措置できない旨通知しているが、再度検討した結果、賃借備品は、各課において、個別に賃借契約を締結し、賃借する物品の種類や数量、設置場所等を明確にした上で設置している。 また、賃借する物品は契約ごとに異なる事業者の所有であることから、一括管理になじまないと判断し、現状どおりの取扱いにすることとした。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成15年度／第2部 物品に関する財務事務の執行について	
区分	意見	
意見の項目	備品以外の物品に関する現品調査の実施について	
意見の内容	備品以外の物品について、現品調査は実施していない。 大量に保有している物品や金額的に重要な物品を選定し、それらについて定期的に現品調査を行って、過剰保有や利用頻度の低い物品を把握し、その原因を調査するとともに、他の部局等での利用可能性を検討する必要がある。	
報告書該当 ページ	P69	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2003220-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2003220-2.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年7月3日
所管課等	出納室
措置結果	本件意見については、物品の現品調査については行っていないが、物品会計規則に基づき、各課に物品取扱主任を置き、適正な管理を行うよう、研修等で周知しているほか、不用品が出た場合には、庁内掲示板を利用して、必要な部署への譲渡を呼びかけ、有効利用できるようにするなど、無駄をなくす取組を行っている。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成15年度／第2部 物品に関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	備品管理システムにおける保管場所の設定を、実態に合わせることに ついて	
意見の内容	備品現在高調査票及び備品一覧を閲覧した結果、備品管理システムにお ける保管場所の区分が適切に設定されていないため、現在高調査を行うこ とが困難になっている。 現在高調査が容易に行えるよう、保管場所の設定を実態にあわせて細分 する必要がある。	
報告書該当 ページ	P70	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2003220-2.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2003220-2.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年7月3日
所管課等	出納室
措置結果	本件意見については、平成22年度から運用開始した財務会計システム において、保管場所の情報を入力し、実態に合わせた管理ができる設定と なっている。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	許可業者との運営分離が確認できない委託業者への委託について	
指 摘 の 内 容	<p>委託業者の運営が、どの程度分離されているのか、その実態までは不明であるが、業務を複数社に分割することにより、実質的に同一の一般廃棄物処理許可業者の管理下にある車両が市の委託業務と、事業ごみの収集業務を実施することは可能である。</p> <p>高松市が一般廃棄物収集運搬許可業者に家庭系廃棄物の収集運搬業務を行なわせない、という方針を継続するのであれば、許可業者と運営が分離されていない可能性のある者が委託業者となることを容認するべきではない。</p>	
報告書該当 ページ	P135	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年7月14日
所管課等	環境局 環境業務課
措置結果	<p>本件指摘事項については、平成30年度から、直営で行っていた家庭ごみ定期収集運搬業務を委託化するに当たり、許可事業者も委託業務を請負えることとした。</p> <p>なお、業務の実施に当たっては、事業系ごみと家庭ごみの混載を避けるため、仕様書において、委託業務に使用する車両については、本市に届け出ることとし、この登録車両については、委託業務以外には使用してはならない旨規定している。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	委託料金の積算根拠の定期的な見直しと、市購入車両により委託することの検討について	
意見の内容	<p>随意契約によっても、積算根拠は、業務の実態にあわせて定期的に見直される必要がある。</p> <p>高松市が購入した車両により収集運搬業務を委託することについても、検討が望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P137	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ijohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年7月14日
所管課等	環境局 環境業務課
措置結果	<p>本件意見については、関係団体等との協議に伴い、平成31年度から、委託料の積算方法を見直し、従前の内諾書を提出する方式から、見積書を徴取する方式に改めるとともに、毎年度、委託料の積算を行うこととした。</p> <p>また、市購入車両により委託することについては、現在本市が所有している収集車両の使用年数が10年を超えているものが大半であり、現在車両の更新等も行っていないことから、市購入車両による委託は行わないこととした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	入札により委託業者を決定することについて	
意見の内容	家庭ごみの収集にかかる委託の契約方法について、許可の有無を条件とせず、入札により委託業者を決定すべきである。	
報告書該当 ページ	P140	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年7月14日
所管課等	環境局 環境業務課
措置結果	本件意見については、平成30年度から、直営で行っていた家庭ごみ定期収集運搬業務を委託化するに当たり、許可事業者の参加を認めた入札により、委託を開始した。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区 分	意 見	
意見の項目	委託業者の車両であることが市民からも明確にわかるような車両表示を行うことを検討することについて	
意見の内容	<p>委託業者の車両であることが、市民からも明確にわかるような車両表示を行うことについて、検討が望まれる。</p> <p>高松市は、委託に使用する車両を他の用途に使用することを制限しており、市委託業者が委託収集に使用する車両については、委託車両である旨を表示することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P141	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2013218.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年7月14日
所管課等	環境局 環境業務課
措置結果	<p>本件意見については、市民から委託業者の車両であるかの問い合わせはほとんどない状況であること、また、市民からの問い合わせ等があった場合には、本市の委託車両であることの確認を適切に行うことができる体制となっていること、更に、車両台数が多く、経費も要することから、委託車両である旨の表示までは行わないこととした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	小児生活習慣病予防検診の事業評価について	
意見の内容	<p>小児生活習慣病予防検診は、全国に先駆けて取り組まれている高松市独自の事業であるが、当該事業の改善実績値が計画年度よりも低下していたため、指標の設定が適切かどうかを確認した。</p> <p>事業の施策目標が「児童生徒が子どもの頃から自分の健康状態を知り、よい生活習慣を身につける」ことであることから、まずは、二次検診受診者を増やすこと、更に二次検診受診者の改善率を高めることが重要であり、両方の指標について目標を設定し、改善を目指していくことが望ましい。</p>	
報告書該当 ページ	P120	
報告書への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf</a>	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和2年7月2日
所管課等	教育局 保健体育課
措置結果	<p>本件意見については、令和2年2月策定「第2期 高松市教育振興基本計画（令和2年度改定版）」に、小児生活習慣病予防検診における、二次検診受診者の改善率（小学校）と二次検診の受診率（小学校）の2つを施策の目標として掲載し、改善に取り組むこととした。</p>